

平成十九年十一月二十日提出  
質問第二四九号

米大使館による賃貸料滞納に対する政府の対応に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

米大使館による賃貸料滞納に対する政府の対応に関する再質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一六八第二〇八号)を踏まえ、再質問する。

一 「前回答弁書」では、東京都港区赤坂にある米大使館の賃貸料が十年に渡り未納になっている問題(以下、「未納問題」という。)につき、「平成九年を期限とする在日米国大使館敷地に係る賃貸借契約に代わる新たな変更契約については、現時点で合意に達しておらず、平成十年分以降の貸付料については支払われていない。現在、その合意に向けて、米国と鋭意交渉中であり、交渉への影響にかんがみ、交渉中の事項の詳細を明らかにすることは差し控えたい。」との答弁がなされているが、では「未納問題」を巡り、政府が米国側とこれまで行った交渉の回数及び交渉を行った日にち、交渉に臨んだ者の官職氏名を明らかにされたい。

二 仮に「未納問題」が民間会社間で起こったことならば、債権者側から債務者側に督促状が出され、また、法的手段をとられる段階にあると考えるが、これまで政府が十年に渡り「未納問題」を解決できなかった理由を明らかにされたい。右は、政府が米国を特別扱いにしていると言うことか。

三 国土交通省のHPに掲載されている平成十九年地価公示によると、在日米大使館がある東京都港区の一

m<sup>2</sup>あたりの地価は、平均価格は百四十三万五千百円であり、上位価格、下位価格でそれぞれ二百七十五万円、八十六万八千円であると表示されている。一九九七年まで米大使館の賃貸料は年額二百五十万円であったと承知するが、これは現在の東京都港区の公示地価から見ても極端に安い賃貸料であり、実際の地価に合わせて米大使館の賃貸料を引き上げること、我が国側は何の瑕疵もないと考えるところ、「未納問題」について政府は譲歩または政治的妥協を図る必要は全くなく、あくまで米側に公示地価に見合った賃貸料の支払いを求めるべきであると考えますが、政府の見解如何。

右質問する。